

千葉市市税条例の一部を改正する条例、千葉市国民健康保険条例及び千葉市介護保険条例の一部を改正する条例、千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正する条例、母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、千葉市立小学校設置条例の一部を改正する条例、千葉市立中学校設置条例の一部を改正する条例、千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例、千葉市営住宅条例の一部を改正する条例及び千葉市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第30号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第12条第1項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改める。

第14条の2第1項中「又は各連結事業年度」を削り、同条第2項中「の規定によって申告納付すべき法人にあっては同項」及び「、同条第4項の規定によって申告納付すべき法人にあっては同項に規定する連結法人額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第15条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第314条の7第1項及び第11項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとするものを除く。）及び前年の合計所得金額が45万円以下の者については、この限りでない。

第18条の6第2項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第18条の6第5項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第18条の9の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349の3第27項」に改め、同条第2項中「第349の3第29項」を「第349の3第28項」に改め、同条第3項中「第349の3第30項」を「第349の3第29項」に改める。

第26条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第26条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第49条第1項第2号において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を

有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項

第40条第2項中「第18条の6第4項」を「第18条の6第5項」に改める。

第49条第1項第2号中「第15条第2項若しくは第3項」を「第15条第3項若しくは第4項」に、「軽自動車税」を「現所有者が正当な理由がなく第26条の3の規定による申告書を同条に規定する期限までに提出しなかつた場合、環境性能割の納税義務者が正当な理由がなく第28条の7の規定により提出すべき申告書若しくは報告書について同条に規定する期限までに申告し、又は提出しなかつた場合、種別割」に改める。

附則第5条第1項中「法附則第61条及び法附則第62条」を「第63条及び第64条」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「第15条第33項第1号」を「第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第15条第33項第2号」を「第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第15条第33項第3号」を「第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を削り、同条第11項中「第15条第44項」を「第15条第38項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「第15条第45項」を「第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「第15条第47項」を「第15条第41項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項を同条第12項とし、同条第15項中「第62条」を「第64条」に

改め、同項を同条第13項とする。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象)

第17条 法附則第60条第3項に規定する条例で定める放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)附則第3条の規定により当該放棄とみなされる寄附金の支出を含む。)とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条第1項の改正規定、第18条の6第3項から第5項までの改正規定(同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改める部分、同条第4項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改める部分及び同条第5項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める部分に限る。)、第18条の9(見出しを含む。)の改正規定及び附則第5条の改正規定(同条第1項及び第15項の改正規定を除く。) 公布の日

(2) 第12条第1項の表第1号オの改正規定及び第14条の2の改正規定 令和4年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の千葉市市税条例(以下「新条例」という。)第14条の2の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))によ

る改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人という。」）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 令和4年4月1日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第15条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第18条の6第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第18条の6第3項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第26条の3の規定は、この条例の施行の日以後に同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項第2号に掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

千葉県条例第31号

千葉県国民健康保険条例及び千葉県介護保険条例の一部を改正する条例

(千葉県国民健康保険条例の一部改正)

第1条 千葉県国民健康保険条例（昭和61年千葉県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「6月以内」を「1年以内」に改める。

(千葉県介護保険条例の一部改正)

第2条 千葉県介護保険条例（平成12年千葉県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「6月以内」を「1年以内」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

千葉県条例第32号

千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正する条例

千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成29年千葉県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改める。
第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県条例第33号

母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年千葉県条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

第1条中「母子又は父子の家庭」を「ひとり親家庭」に改める。

第2条第1項中「母子又は父子の家庭」を「ひとり親家庭」に改め、同条第2項中「者」の次に「又は20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に定める程度の障害の状態にある者」を加え、同条第3項中「父及び母」を「母及び父」に改め、同条に次の2項を加える。

4 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。

（1）父母のない児童

（2）母及び父が監護しない第1項に規定するひとり親家庭の児童

5 この条例において「医療機関」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定により療養等を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はその他の者をいう。

第3条第1項中「（昭和33年法律第192号）」、「規則で定める」及び「（以下「社会保険各法」という。）」を削り、「母子又は父子の家庭」を「ひとり親家庭」に改め、同項に次の2号を加える。

（4）養育者

（5）養育者が養育する前条第4項各号に掲げる児童（次項において「養育者が養育する児童」という。）

第3条第2項ただし書中「第4号又は第5号」を「第3号又は第4号」

に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「母子又は父子の家庭」を「ひとり親家庭」に、「父母のない児童と生計を一にしている者（以下「母子家庭の母等」という。）」を「養育者（次号において「ひとり親家庭の親等」という。）」に、「及び当該父母のない児童」を「、当該養育者及び当該養育者が養育する児童」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「父母のない児童と生計を一にしている者」を「ひとり親家庭の親等（市長が別に定める者を除く。）」に、「母子家庭の母等」を「ひとり親家庭の親等」に、「母子又は父子の家庭」を「ひとり親家庭」に、「及び当該父母のない児童」を「、当該養育者及び当該養育者が養育する児童」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項中「前項第4号及び第5号」を「前項第3号及び第4号」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（助成の方法）

第5条 助成は、次条第1項に規定する受給券が医療機関に提示された上で、医療を受けた場合において、助成する額を当該医療機関に支払うことによって行うものとする。

2 前項の助成が受けられない場合で、市長が必要があると認めるときは、助成する額を対象者又はその保護者に支給することにより助成を行うことができる。

3 前項の助成は、規則で定めるところにより、対象者又はその保護者の申請に基づき、月を単位として行うものとする。

（受給券）

第6条 助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請して対象者であることを証する書類（次項において「受給券」という。）の交付を受けなければならない。

2 受給券は、規則で定めるところにより、更新するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 3 子どもの医療費の助成に関する条例（昭和45年千葉県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例」を「ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」に改める。

(千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

- 4 千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年千葉県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例」を「ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」に、「母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する事務」を「ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務」に改める。

千葉県条例第34号

千葉県立小学校設置条例の一部を改正する条例

千葉県立小学校設置条例（昭和39年千葉県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表千葉県立大宮台小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

千葉県条例第 35 号

千葉県立中学校設置条例の一部を改正する条例

千葉県立中学校設置条例（昭和 39 年千葉県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表千葉県立高洲第一中学校の項及び千葉県立高洲第二中学校の項を削り、同表に次のように加える。

千葉県立高洲中学校	千葉県美浜区高洲 2 丁目 3 番 18 号
-----------	------------------------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

千葉県条例第36号

千葉県地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例
千葉県地域公共交通活性化協議会設置条例（平成31年千葉県条例第
24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は持続可能な運送サービスの提供の確保に資
する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）の施行の日のいずれ
か遅い日から施行する。

千葉県条例第37号

千葉県営住宅条例の一部を改正する条例

千葉県営住宅条例（昭和36年千葉県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の公営住宅の表大宮町第1団地の項及び別表のその他住宅の表大宮町第1団地の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

千葉県条例第38号

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2 千葉県蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉県蘇我スポーツ公園	蘇我球技場	千葉県蘇我球技場条例に定めるところによる。	千葉県蘇我球技場条例に定めるところによる。
	多目的広場	年末年始以外の日	午前9時から午後9時まで
	庭球場		
	第1多目的グラウンド		
	円形野球場		
	第2多目的グラウンド	午前9時から午後5時まで	
	第1駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで	
	第2駐車場		
第3駐車場			

別表第9第1項第3号を次のように改める。

(3) 附属施設利用料金

区分		入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合
拡声装置	午前9時から午後5時まで	1,100円	2,200円
	午後5時から午後9時まで	520円	1,100円
	時間外(1時間につき)	130円	260円
照明設備	1時間につき	3,200円	

備考 時間外とは、第9条第4項の規定により供用時間以外の時間

に供用する場合における当該供用時間以外の時間をいう。以下同じ。

第2条 千葉市都市公園条例の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第2多目的グラウンド（南）及び円形野球場の指定管理者の指定（平成32年3月31日以前を期間の終期とするものに限る。）」を「第3多目的グラウンドの指定管理者の指定（令和7年3月31日以前を期間の終期とするものに限る。）」に改める。

別表第2 千葉市蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉市蘇我スポーツ公園	蘇我球技場	千葉市蘇我球技場条例に定めるところによる。	千葉市蘇我球技場条例に定めるところによる。
	多目的広場	年末年始以外の日	午前9時から午後9時まで
	庭球場		
	第1多目的グラウンド		
	円形野球場		
	第2多目的グラウンド	午前9時から午後5時まで	
	第3多目的グラウンド		
	第1駐車場		
	第2駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで	
第3駐車場			

別表第3 千葉市蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉市蘇我スポーツ公園	多目的広場
	庭球場
	第1多目的グラウンド
	第2多目的グラウンド
	円形野球場
	第3多目的グラウンド

	第1駐車場
	第2駐車場
	第3駐車場

別表第9に次の1項を加える。

20 千葉市蘇我スポーツ公園第3多目的グラウンド

(1) 専用使用利用料金

区分		半日	1日	時間外（1時間につき）
アマチュアが使用する るとき	全面	22,500円	45,000円	5,620円
	グラウンドゴルフ場のみ	7,000円	14,000円	1,750円
アマチュア以外が使用する とき	全面	45,000円	90,000円	11,250円

備考

- 1 専用使用利用料金を適用する場合は、50人以上の参加が見込まれるパークゴルフ、ターゲットバードゴルフ及びグラウンドゴルフの大会で使用する場合又は市長が別に定める場合に限る。
- 2 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいい、半日を超過して使用する場合は、1時間につき時間外（1時間につき）の金額を適用する。
- 3 1日とは、午前9時から午後5時までをいう。

(2) 個人使用利用料金

ア パークゴルフ及びターゲットバードゴルフ

区分	金額
----	----

	1回につき	1日
一般	300円	900円
小・中・高校生	150円	450円

備考

- 1 1回とは、9ホールを2周りまで使用することをいう。
- 2 1日とは、午前9時から午後5時までをいう。

イ グラウンドゴルフ

区分	金額	
	2時間以内	2時間を超えた場合1時間につき
一般	300円	150円
小・中・高校生	150円	70円

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の附則第6項前段の規定による千葉市蘇我スポーツ公園の第3多目的グラウンドの指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。